

令和5年9月第7回室戸市議会定例会会議録（第3号）

1. 日 時 令和5年9月12日（火）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 久保田 浩	2番 池 田 教 子	3番 河 本 竜 二
4番 竹 中 真智子	5番 田 渕 信 量	6番 竹 中 多津美
7番 澤 山 保太郎	8番 亀 井 賢 夫	9番 小 椋 利 廣
10番 脇 本 健 樹	11番 山 本 賢 誓	12番 町 田 又 一

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	谷 村 直 人
事務局次長兼班長	山 本 ゆかり
議 事 班 主 任	村 田 茉 莉
議 事 班 主 事	山 本 悠 里
議 事 班 主 事 補	吉 村 涼 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	黒 岩 道 宏
総務課長併選挙管理委員会事務局長	濱 田 亮 士	まちづくり推進課長	福 留 裕 治
財産管理課長	戎 井 健	税 務 課 長	西 村 城 人
市 民 課 長	濱 吉 剛 史	こども子育て支援課長	辻 さおり
保健介護課長	正 木 亜 弥	人権啓発課長	田 渕 由 加
産業振興課長併農業委員会事務局長	山 崎 桂	建設土木課長	川 崎 州
観光ジオパーク推進課長	大 西 亨	防災対策課長	西 岡 佳 久
健康医療政策課長	松 下 善 徳	会計管理者兼会計課長	上 松 富士樹
福祉事務所長補佐	山 下 智 之	教 育 長	百 田 貴 昌
学校教育課長補佐	村 上 久 美	生涯学習課長	和 田 美紗子
水道局長	中 屋 秀 志	消 防 長	多 田 周 平
監査委員事務局長	江 口 祐 介		

7. 議事日程

日程第1 一般質問

8. 本日の会議に付した事件

日程第1

9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（町田又一君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。谷村議会事務局長。

○議会事務局長（谷村直人君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

なお、山本賢誓議員から、葬儀参列のため、午前11時30分から午後1時30分まで欠席届が出ております。

また、執行部から、森岡福祉事務所長が病氣療養のため、欠席届が出ております。代わりに、山下福祉事務所長補佐が出席をいたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

○議長（町田又一君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

田渕信量君の質問を許可いたします。田渕信量君。

○5番（田渕信量君） おはようございます。5番田渕信量。令和5年9月第7回室戸市議会定例会におきまして、市民を代表し一般質問を行います。

1、室戸市役所庁舎について。

(1)住民投票の結果について。

庁舎の移転建て替えが提案されて以降、住民説明会や住民投票が行われ、この本会議でも論議され続けてきました。住民投票では、耐震をすべきという投票が多く、市民の考えや思いが数字で示されたわけですが、市長は、投票の結果については市民に委ねる姿勢を示しつつ、高台移転を進めたい考えも並行して示し続けています。

市長は、以前、議会答弁で発災後の庁舎の状況について、庁舎が津波浸水区域内にある以上、庁舎の1階部分が全て浸水する、庁舎周辺に瓦礫が押し寄せてくる、さらに火災の心配など庁舎が使えなくなる可能性は否定できないと答弁されていますが、それは、市民を守るための防災拠点として機能しなくなるおそれがありますよ、その後の庁舎はもう使えなくなりますよとの意味であると理解します。これは、室戸市にとっても市民にとっても大変大きなリスクです。しかし、そのリスクを理解していても、高台移転より耐震工事を支持する投票が多かったのはなぜか。

市長は、常々、室戸市は限界自治体に陥り早急な対策が必要であると言われていますが、限界自治体とは、65歳以上の高齢者が人口の50%を超え、税収入の低下と高齢者医療、高齢者福祉の負担増で財政の維持が困難になった自治体のことを示します。市民は、室戸市が少子・高齢化が進み財政難であることをずっと市長に聞かされ、また十分に理解しているからこそ、

47億円もの新庁舎は必要ないと判断したのではないのでしょうか。この住民投票の結果が示す根本的な問題を解決しない限り、住民投票の結果である民意を尊重すべきであると考えます。

震災の大きさは予測できません。地球規模の動きに私たちは対応していかなければなりません。まだ時間の猶予があるうちに万全の対策をし、室戸市の市民の命を守る方法を考えることが私たちの務めだと考えますが、根本的な問題を解決できるのか、市長のお考えをお伺いします。

## (2) 文書管理について。

この問題については、庁舎移転説明会でも市民から質問があったと聞きました。地下にある書庫の文書、1階に設置されている課の市民情報の管理について、庁舎が被災する前に取組をしていただきたいと令和2年3月定例会で一般質問をしました。あれから約3年がたちました。そのときの市長の答弁では、データについては自治体の情報システムやデータを外部の情報センターにおいて管理運用し、複数の自治体で共同利用することができる自治体クラウドの推進を図り、庁舎が被災した場合でも被災をしてない近隣の市町村で業務継続が可能となるよう取り組む、地下の書庫については代替場所の検討は行ってきたが、適当な場所の選定ができていないので、本庁舎の地震対策と併せて浸水区域外への移設等については検討をしていくと答弁いただきましたが、現在までにその取組はできているのか、検討したのか、お伺いします。

また、県内の市町村が災害対策としてデータや文書管理の対策をどのようにしているかなどの情報が、そのようなことはされていますか、お伺いします。

## 2、室戸市企業立地促進事業費補助金制度について。

令和4年12月定例会で一般質問をしましたが、再度お聞きします。

この制度は、室戸市の産業振興、地域経済の活性化、雇用及び就業機会の創出拡大を図ることを目的に制定され、平成31年度から現在まで5つの事業所がその制度を利用しています。しかし、その補助金が多額であったこと、また室戸市企業立地促進事業費交付要綱が次から次へと改正されたことで、その目的や方法の信憑性が問われ、問題となっています。さきの補助金交付要綱第22条第2項では、補助事業者は、市が必要と認める場合、事業実施年度の翌年度から起算して5年間各種書類の検査を受けなければならないと書かれているが、市が必要と認める場合という事例が今まであったのか、あったのならどのような検査を行ったのか、お伺いします。

また、令和5年度当初予算や補正予算にはこの事業費予算が組みまれていませんが、この制度を継続しないのか、ほかに理由があるのか、お伺いします。

## 3、室戸市立市民図書館について。

### (1) 図書館建て替えについて。

市役所の対面に建つ図書館は、1972年2月に建設され、今年で51年目となります。室戸市公

共施設等総合振興計画によると、建て替えは建設年から60年目をめどとし更新費用が算定されておりますが、令和3年3月に市が策定した室戸市公共施設個別施設計画によると、令和12年度までは改修や建て替えの計画はなく、計画期間中は現状維持となっております。御存じのとおり、現在の図書館は、1階に児童閲覧室、2階に一般閲覧室、3階に展示室、資料室という施設ですが、障害のある方や車椅子を利用している方、高齢者等で階段を上りおりできない方は、2階にある一般図書を見に行くことすらできない構造です。これからの町には、全ての人のためのデザインというユニバーサルデザインが当たり前にある町、そして自治体の施設には必ずこの考え方が必要です。

現在の図書館でこれを実現するには、エレベーターの設置が最低必要となりますが、建物も50年を経過していますので、全ての市民が利用できるようにするためには建て替えの検討を急ぐ必要があると思います。市役所が耐震か、移転か協議されている中、建て替え時期が目前に迫り、また市役所とあまり相違ない海拔に立つ図書館の建て替えの方向性について、教育長にお伺いします。

(2)南海トラフ地震等の対策について。

図書館の営業時間中に大きな地震や南海トラフ地震、津波が発生した場合、本や棚が崩れ、避難が容易でないことが想像されますが、何か対策はされているのか。来館中の市民や職員の避難の方法はどのようになっているのか、避難訓練は行っているのか、お伺いします。

(3)図書館の資料費について。

6月30日の高知新聞に、市町村図書館購入費用乏しくという見出しで県内の図書館の資料費が公表されておりました。その記事の中で購入費として試算されていたのは、文部科学省の有識者会議が示す目標基準例で2018年度から2020年度のものでした。室戸市は、目標基準例が840万円のところ、実際の購入費は444万円であり、望ましいとされる水準には全く届いていません。室戸市立市民図書館設置条例では、その目的として、図書及び記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して一般公衆の閲覧に供し、その教養、調査、研究、レクリエーションなどに資し、個人の完成と市民社会の発展に貢献すると規定されています。また、図書館法には、国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とすると規定されており、現在、室戸市においてその目的が果たされているのか、疑問に思います。

今年の4月にこども子育て支援課を設置しましたが、子供の成長や情操教育のためには、読書をする事は、集中力、読解力、語彙力などが養われ、人の気持ちを理解できるようになり、コミュニケーション能力や社会性などが身につけていくと言われております。

デジタル社会が進み、インターネットで調べ物もでき、電子書籍を読める時代ですが、多くの図書を備える図書館にわくわくしながら来てもらい、厚い図鑑を次から次へとめくる楽しさを子供たちに体験してほしい、市民の皆さんに図書を選ぶ楽しさと新しい知識や教養を身につけてほしいと思います。望ましい水準に達していない図書館の資料費をもっと確保していただ

きたいが、教育長にその考えはありますか、お伺いします。

(4) 図書館法の遂行について。

室戸市立市民図書館設置条例によると、図書館は図書館法に定める図書館奉仕を行うことと規定されています。そして、その図書館法では、図書館の職員は図書館資料について十分な知識を持ち、その利用の相談に応ずることと規定されていますが、現在、司書の資格を持つ職員が配置されておらず、会計年度任用職員で対応している状態です。

また、図書館を利用している市民は、大半が室戸地区の方ではないかと思うのですが、遠方に暮らす市民が気軽に利用できない状況に憂慮するところです。図書館法に規定されている自動車文庫や貸出文庫の巡回を行うことができないものか、ぜひ佐喜浜から羽根までの市民にも同じ機会を設けてほしいのですが、工夫できることはありませんか。そして、現在の職員体制で十分図書館法を遂行できているのか、お伺いします。

4、生涯学習課の体制について。

社会教育法第9条の2に都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に社会教育主事を置くことと規定されており、県及び市町村の教育委員会事務局において、社会教育主事は必ず置かなければなりません。社会教育主事は、教育公務員特例法により、指導主事と並んで専門的教育職員と位置づけられており、教育委員会事務局において、社会教育行政の企画、実施に当たる重要な役割が課せられています。そのため、人事異動があっても教育委員会事務局に社会教育主事が確実に配置されるよう複数の有資格者を確保する必要があります。しかし、現在の生涯学習課には社会教育主事の資格を持った職員は配置されておらず、配置されていたのは記憶にもないほど前のこととなります。

教育委員会事務局は、生涯教育を推進する上で、市民と協働し生涯教育によるまちづくりを積極的に推進していく必要があります。様々な事業を専門的に企画しコーディネートをする社会教育主事の果たす役割は大変大きなことを忘れてはなりません。室戸市民の生涯教育の機会をもっと真剣に大切に考えていただきたいが、このことについてどうお考えか、お伺いします。

5、室戸中央公園のテニスコートについて。

室戸中央公園にあるテニスコートを何年放りますか。テニスコートがあったことすら分からない現状。ここは、市民が利用できる市内で唯一のテニスコートで、テニスを趣味とする市民、テニスの合宿に来る県外からの方に使用され、生涯スポーツとして親しまれてきました。

私は、令和3年6月定例会一般質問でこの問題についてお伺いしました。中央公園利活用検討委員会を立ち上げ検討すると答弁されたその場所は、現在も全く何もされていません。私が一般質問をしてからもう2年以上がたちますので、荒れ果てたコートはもっと年月がたっているはずですが。市民にとっては時間がかかり過ぎます。検討委員会ではどうすることにしたのか、まだまだ時間がかかるのか、市長、教育長にお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 田淵議員にお答えをいたします。

まず、大きな1点目の室戸市役所庁舎についての(1)住民投票の結果についてであります。

住民投票の結果につきましては厳粛に受け止めており、多額の費用をかけて庁舎を整備する必要はないのではないかなど市の財政状況を心配する市民の声は十分に理解をしております。一方で、津波浸水区域内であるこの場所に庁舎を置くことが、発災後に市全体の復旧、復興活動を迅速に行うことを想定した場合十分に機能が発揮されるのか、そうした問題を懸念される市民もおられます。

住民投票以降、市議会等との様々な議論を進める中で、この庁舎を耐震補強改修工事で進めるべきか、それとも津波の来ない高台へ移転建て替えするべきか、6月と7月に開催しました意見交換会におきましても、議員の皆様から様々な御意見や御提案をいただいたところであります。それらの意見を踏まえまして、耐震補強、改修工事等で進める場合においては、当初想定していなかった免震装置の設置や新西庁舎の整備などといった工事が追加となっており、また庁舎移転建て替えの場合においては将来を見通した適切な規模による面積算定等が必要となるなど、住民投票を行ったときよりも整備内容が大きく変わっている状況にあります。

こうしたことから、総合的に判断をするための判断材料として現庁舎の耐震補強、改修工事等に係る基本設計や概算費用の算出に係る委託料について、この9月議会に予算を計上させていただいたところであります。委託業務完了後におきましては、調査結果を踏まえたメリット、デメリットなどの内容を検討し、財政の中・長期的な計画も見据えた上で本庁舎の整備方針を判断したいと考えているところであります。

議員との意見交換会等において、概算費用などの算出については、耐震と移転の両方の調査を行う旨の説明をしておりましたが、その後、両方に係る委託業務の見積りを設計業者から徴取したところ、業務期間が2年近くかかるといった内容でありましたことから、市内部で協議を行いました。その結果、できる限り早期に決定をし、事業着手する必要性を重んじて、今回は多くの御意見をいただいた耐震対策における調査事業のみを計上させていただいております。

こうした方針を変えることについての手前相談を議会等にできていなかった姿勢につきましては、誠に申し訳ありませんでした。今後、協議の中で移転における調査事業の必要性も併せ検討してまいりますので、よろしく願いをいたします。

次に、大きな2点目の室戸市企業立地促進事業費補助金制度についてであります。

令和5年度当初予算や補正予算に予算が組み込まれていませんが継続しないのかについてであります。

本補助金につきましては、これまでに5件の交付実績があり、地域経済の活性化や雇用の拡大、地域の高齢者等の買物困難者の解消、またふるさと納税返礼品の開発など一定の成果が出

ているものと考えております。一方で、議会での一般質問などにおいて、議員の方々から補助金交付要綱の内容や補助金額などについての様々な御意見をいただいているところでありますので、それらの御意見を踏まえながら、現在、補助交付要綱の見直しを検討しているところであります。

いずれにしましても、人口減少や少子・高齢化に歯止めがかからない本市におきましては、働く場所や雇用の場の確保が喫緊の課題でありますので、市内外の事業者が本市で実施する新たな事業所の整備や事業拡大などの取組に対して、市といたしましても積極的に後押しをして地域経済の活性化を図ってまいりたいと考えております。今後におきましても、よりよい補助制度となるよう取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

次に、大きな5点目の中央公園のテニスコートについてであります。

現在、室戸市中央公園におきましては、オムニコートが2面、クレーコートが2面の計4面を設置しております。オムニコートにつきましては、令和4年度には延べ226名の利用者があるなど一定の利用はされておりますが、クレーコートについては、当初軟式テニスで利用されておりましたが、利用者の減少に伴い管理不十分な状態が続き、議員御指摘のとおり、現時点ではテニスコートとしての機能を果たしていない状況になっております。

テニスコートに限らず、室戸市中央公園全体の草刈り等の整備につきましては、生涯学習課職員が業務の合間に行っていることもあり整備が行き届いておらず、利用者の方からもお叱りをいただくなど喫緊の課題となっております。

そうしたこともあり、令和3年9月に室戸市中央公園利活用検討委員会を立ち上げました。各委員からは、テニスコートについてはクレーコートをオムニコートに改修した上で、大学や高校などのテニス部の合宿誘致を行ってはどうかなどの御意見もいただいております。また、テニスコート以外では、池を利用してのブラックバスの管理釣り場の整備や利用されていないスペースにゴルフ練習場を設置してはどうか、また相撲場を悪天候でも利用できる子供たちの遊び場として通年活用できる施設に整備したらどうかなどの意見をいただきました。

今後、それらの意見も今年度中に集約をし、精査して、来年度の予算に室戸市中央公園全体の有効活用に向けた整備計画策定の委託事業費の計上を検討しております。

私からは以上であります。教育長、関係課長に補足答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（町田又一君） 濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 田淵議員に、大きな1点目の(2)文書管理について私から答弁いたします。

地下にある書庫の文書につきましては、永年保存の必要がある文書を保有する各課を対象にヒアリングを実施し、優先順位をつけ、順次4階の書庫に移設を行っております。

現在、例規の制定及び改廃に関する文書、農地法関連文書及び文化財保存に関する文書等を



4階の書庫に移設しております。スペース的に限りがあるため、移設し切れないものにつきましては、浸水区域外の施設や庁舎の浸水しないフロア等への移設が必要となってまいります。保管の環境やセキュリティー面での課題があることから、今後も引き続き市庁舎の整備に合わせて慎重に検討を進めなければならないと考えております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 福留まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（福留裕治君） 田淵議員に、大きな1点目の(2)文書管理についてのうち、自治体クラウドの推進を図り、庁舎が被災した場合でも被災をしていない近隣の市町村で業務継続が可能となるような取組ができているのかとデータ管理の対策についてお答えいたします。

まず、自治体クラウドの推進についてですが、令和3年3月4日に市民サービスの向上と行政の効率化を目指し、南国市、香南市、香美市、安芸市の4市と電算システム共同利用に係る事務等の取扱いに関する協定を締結し、自治体クラウドの取組を開始しております。その後、公募型プロポーザルにより業者選定を行い、令和4年7月28日にシステム導入の契約を締結し、システム構築に取り組んでおり、現在は令和6年2月からの本格稼働に向けて総合テストや職員への操作研修等を実施しているところでございます。

担当課としましても、さきの議会で市長のほうから答弁がありましたとおり、自治体クラウドの推進を図るなど庁舎が被災した場合でも業務継続ができるよう引き続き取組を進めてまいります。

次に、データ管理の対策についてです。

高知県内の市町村においては、基幹業務システムの提供事業者ごとに自治体クラウドのシステム導入が進んでおり、本市としましても、先ほども申し上げましたが、近隣5市での共同利用による自治体クラウドの構築に努めているところでございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 田淵議員に、大きな2点目の室戸市企業立地促進事業費補助金制度についての1点目、補助金交付要綱第22条第2項の規定に基づいた各種書類の検査をこれまでに行った事例があるのかについてお答えいたします。

議員御案内の補助金交付要綱第22条第2項では、補助事業者は、市が必要と認める場合は事業実施年度の翌年度から起算して5年間、各種書類の検査を受けなければならないと規定されており、またその前段の同条第1項では、補助事業者は、事業完了後の補助事業の成果を報告するため、事業実施年度の翌年度から起算して5年間、当該年度の3月末の状況を翌年度の4月30日までに事業化状況報告書を市長に提出しなければならないと規定されております。市といたしましては、この第1項の規定に基づき、補助事業者から提出された事業化状況報告書により、毎年の事業の状況や売上高、従業員数などの報告を受け、適正に事業が行われていることを確認するとともに、雇用状況などについて必要に応じて現地での聞き取り調査を行ってお

ります。

これらの報告や調査等の結果を踏まえて、なお検査を実施する必要があると判断した場合は第2項の規定に基づく各種書類の検査を実施することになりますが、これまでに当該規定に基づく検査を実施した事例はございません。

○議長（町田又一君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 田淵議員に、室戸市立市民図書館についての大きな3点目について、(1)図書館建て替えについての質問に御返答させていただきます。

室戸市立市民図書館は、昭和47年に現在の場所に建設され、51年目になります。その間、平成25年に耐震改修工事の際、車椅子用スロープ、玄関ドアやトイレのバリアフリー化を行っておりますが、車椅子の方が2階以上の階に上がれない状況にあります。また、児童図書コーナーや学習スペースにつきましても十分でない状況であります。議員御案内のとおり、あと9年で耐用年数の60年を迎えるということで、今後の改修、建て替えなどについて方向性を示していく時期に来ていると認識しております。

今後におきましては、県立図書館などの専門家や他の図書館と連携し、地域の皆様の要望を踏まえた新たな図書館に関する組織づくりを検討し、皆様に快適に御利用いただける図書館づくりに努めてまいります。

次に、(3)図書館の資料費についてであります。議員御案内のとおり、国の目標基準額としましては、840万円に対し、本市の資料購入費は444万円となっております。本市の図書館の資料保管スペースの狭さから、収蔵しておりました本市の教育に関する資料につきましても、北庁舎の教育研究所に移動せざるを得ない状況であります。そういった問題も踏まえて、高知県立図書館などと連携による資料の貸し借りを行うことなどで対応しておりますので、取組に対する効果的な周知に努めてまいります。

また、資料数は情報量に直結し、市民の文化向上や生涯学習の推進にも関わってくる重要な問題であると考えますので、資料の充実に努めてまいります。

(4)図書館法の遂行についての中の図書館の職員体制についてお答えいたします。

現在は、4名の会計年度任用職員でローテーションを組み業務を行っておりますが、病気などの理由で突発的な欠員が生じ、必要人員を補えない場合など、生涯学習課職員が図書館勤務を行っている事情があります。

本来の図書館業務の遂行やさらなる充実のためにも、県立図書館などにアドバイスをいただきながら、有資格者の配置や職員の資質向上のための研修、また図書館ボランティアなどの育成に努めるとともに、業務継続に必要な体制の見直しを検討してまいります。

次に、大きな4点目、生涯学習課の体制についてお答えをいたします。

議員御案内のとおり、県及び市町村の教育委員会事務局においては、社会教育を行う者に対する専門的、技術的な助言指導を行うための専門的職員として、社会教育主事を置くことが社

会教育法に定められております。現在、本課に資格取得者が不在の状況もあり、今年度は生涯学習課職員1名が約1か月間、資格取得のための研修に参加し、資格取得予定となっております。御質問にありましており、人事異動等もございますが、教育委員会に配置された職員が確実に資格取得ができるように努めてまいります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 和田生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田美紗子君） 田淵議員に、大きな3点目の室戸市立市民図書館についての(2)図書館の南海トラフ地震等の対策についてお答えいたします。

図書館内の書架や棚に転倒防止金具を設置して対策を行っております。また、避難訓練につきましては、今年度、災害時職員初動マニュアルに基づいた訓練を実施いたします。

次に、(4)図書館法の遂行についてお答えいたします。

令和4年度における図書館資料の貸出利用者の住所別の内訳としましては、佐喜浜町1,591冊、室戸岬町3,901冊、室戸地区1万773冊、吉良川町1,978冊、羽根町994冊となっております。単純に比較はできませんが、人口の多い室戸地区の利用者が多い状況となっております。このような状況ですので、議員御案内の自動車による図書館サービス、移動図書館につきましては、その必要性は感じているものの、現時点では県立図書館の移動図書館に頼っているところでございます。

そして、現在の室戸地区以外の方へのサービスといたしまして、保育所、小中学校、公民館、市民館に向けてまとまった冊数の図書館の蔵書を貸出しし、そこで利用者の方が貸し借りをを行う貸出文庫を実施しておりますが、地域でのばらつきもございますので、格差が生じない配慮と一層の対策を検討してまいります。以上です。

○議長（町田又一君） 田淵信量君の2回目の質問を許可いたします。田淵信量君。

○5番（田淵信量君） 5番田淵。2回目の質問を行います。

文書管理について。

本を2階と4階に保管しているという、それは重要な永久のやつとか、普通の一般文書やったらもう4年で破棄することができるんですけど、ほか地下に残った書庫は今後どうするのか、それを聞きたいと思います。

それと、大きな2番の企業立地の件で、要綱、今度で改正したら7回目になりますよね。7回目の要綱の内容が分かれば教えてください。

3番、図書館についての費用444万円、これは毎年予算を出しておるとは思いますけれども、これは840万円に届くような出し方ですか。出したときに財政のほうで切られるとかなんとかという、ちょびっと聞きましたけど、その辺詳しく教えてください。

そして、3の資料の中で、専門書、図書館の中に意外と専門書は少ないんですよね。雑誌と小説とかは結構多いんですけど、専門書を置く考えはあるのか。例えば法律の専門書、六法全書とかそういうものを置くあれがあるのか、それを教えてください。

4、生涯学習課の体制については、社会教育主事、現在はおらないということで、今までなぜ主事の研修に行かせて取らさなかったのか、その理由を教えてください。今後、社会教育主事を増やすのかどうかということも教えてください。

次に、テニスコートについて、結局私が一般質問してから何年かたっておるんですが、そのときには利活用の委員を立ち上げてやるという話をいただきました。その後、何にも手をつけてなかったんですね。今日、質問、市長からの答弁でありましたように、来年度の予算に上げるとか、今まで何でも放置をしてきたか。総合振興計画の中には、施策の4の各種スポーツ合宿の充実というのがあるんですよ。中央公園や広域公園の整備を行い、国立室戸少年自然の家の中の連携を図り、スポーツ合宿の誘致に努めますという、この中央公園及び室戸市広域公園の設備整備の中で、振興計画の中でどうしてるんですよ。それをなぜ今までしなかったかということ。人口を増やすためにはいろんな切り口があるんです。スポーツとか、文化とか、観光とかあるんですけども、その辺はやっぱり真剣にやっていただきたいと思います。

もう来年度の予算、クレーコートも、これもいろいろいきさつがありましたけれども、オムニにさせていただいて、整備をして、環境整備、要するに草刈り等はどっかに委託せん限り、職員が1年に1回刈っても無理なんですよ。私がおったときにも年に3回、4回刈らんかったら環境整備にならないんですよ。体育館の前とか、中央公園とか、下とか、今状況を見たら、多分牛や馬が行ったら喜ぶような牧草がどっさりあるんですよ。そこまで放置しておくということは、委員会が怠慢ということなんですよ。その辺十分反省してください。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 田淵議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

大きくは5点の質問でありましたが、それぞれ担当、教育長、課長のほうで答弁をしていただくものもございまして、私のほうからは、テニスコートについての質問がございました。大きくは、数年前に質問もしておきながら何も手つかずできたのはなぜかといったお叱りの御指摘かというふうに受け止めております。

田淵議員からは、御質問でもありましたように、令和3年の6月議会に御質問を受けまして、御提案をいただきました。その後、私としましては、中央公園利活用検討委員会を令和3年度の9月に立ち上げて、即検討を進めておりまして、その間2年近くになるわけでありまして、何もしなかったということではなくして、それに併せて海の駅とろむの公園の整備の在り方だとか、他の施策なんかも幾つかある中で、少し時間がおきましたけれども、今回こうした中でもっとスピーディーに取り組まないかんじじゃないかということと、それと内部においても一定、私のほうの御意見も交えて、中央公園の在り方といったものをどうしていくのかというような執行部側の意見も少しまとまりかけてきたので、再度2回目の開催をさせていただき、委員からの御意見をいただいたということとございまして、そのことを受けまして、前段答

弁させていただきましたように、何とか早期に計画策定書をまとめるような予算計上に取り組むということでございますので、来年度からは目に見えるような運びになっていけるように頑張りますので、よろしく願いをしたいと思います。

あとは担当のほうから答弁をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（町田又一君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 田淵議員の御質問にお答えをいたします。

私からは、企業立地促進事業費補助金制度の今後の要綱の見直しの内容についてであります。現在のところ、要綱の見直しにつきまして具体的な内容はまだ決まっておられませんけれども、今後は補助上限額や補助率、また事業実施の際の契約方法などについて見直しを行う予定でございます。以上です。

○議長（町田又一君） 濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 田淵議員の2回目の質問にお答えします。

永年文書のうち、まだ地下にある文書についてどうするのかという御質問であったと思いますが、永年文書のうち、4階に、これまで先ほど答弁いたしましたように、ヒアリングして、優先順位をつけて一定移設をしているところですが、実際まだ移設できていない文書というのは相当数あります。その文書について今後どうするのかにつきましては、現時点でまだ有効な対策が見いだせていないのが現状であります。

近隣の町村でまだ浸水区域内にある庁舎とかを参考にできないかと一定聞き取りも行いましたけれども、そこらの自治体においても、本市のように一部を浸水区域以上の浸水しないフロアへ移設しているという自治体もありましたけれども、まだ有効な対策を打ててないという自治体も結構ありましたので、庁舎の整備がどうなっていくかということも今検討しておりますので、それらと併せて引き続き検討していきたいと思っております。

あと、図書館の図書の購入の予算につきましては、私恥ずかしながら基準の800何がしという基準があるということ存じ上げておりませんので、これまで多分、予算の査定の中で、査定で減額したということはあったかとは思いますが、今後そういった基準も勘案した上で、担当課からの要求にはしっかりヒアリング等をして予算の編成をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 田淵議員に2度目の御質問に答えさせていただきます。

まず、専門書でございますが、今後専門書は、比較的利用が少ない場合がございますが、逆に市民にとってみればなかなか購入もしにくいというようなこともございますので、今後要望を聞きながら専門書のほうもそろえていく必要があるかと思っております。

それから、研修体制でございますが、教育委員会には学芸員それから司書、そういった資格を取った者が必ずいると、いわゆる文化的なものもございますので、そういったものがござい  
ますが、今のところは社会教育主事につきましてはようやく今年1名取得見込みということで、今後継続して資格が取れるような体制を取ってきちんと対応できるようにしていき  
たいと思っております。以上でございます。

○議長（町田又一君） 和田生涯学習課長。

○生涯学習課長（和田美紗子君） 田渕議員さんの2度目の御質問にお答えをいたします。

先ほど教育長も申されましたように、専門図書につきましては高額でもありますので、本  
当に図書館に備え付けるべきものだと考えておりますので、今後はそういった住民の方々からの  
声をお聞きして、どのような本が必要であるかということ調べて購入をするというようなこ  
とも行ってまいりたいと思います。

それと、草刈り等の件に関しまして、生涯学習課の職員が体育の係が1名で、公園の管理者  
として課長補佐が1名、ほかに文化財の係が2名、班長が1名、地域おこしが1名、自分が1  
名、庶務がおって、社会教育がおってということで10名おるんですけれども、みんなが総出  
で、この間もございましたマグロックフェスティバルでありましたり、相撲の大会でありまし  
たり、そういった大会行事があるときは全員が総出で草刈り等を行ったり、中の清掃業務もし  
ておるんですけれども、議員さんおっしゃりましたように年に3回や4回ぐらいの自分たちの  
分ではもうどうしようもないくらい整備ができませんので、業者さんの力をお借りできるよ  
うな予算措置をまた今後要望していきたいと思っておりますので。以上です。

○議長（町田又一君） これをもって田渕信量君の質問を終結いたします。

健康管理のため11時10分まで休憩をいたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、澤山保太郎君の質問を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番（澤山保太郎君） 7番澤山保太郎であります。質問漏れがないように、ちょっと早口  
で申し上げます。

まず、室戸市政におけるパワハラ事案という問題であります。これは先ほどの議員も指摘  
があった、室戸小学校の教員が暴れたというニュースで分かったことではあります。この問題  
について、これは明らかに先生のパワハラなんだよね。教育委員会に私は尋ねるんですが、暴  
力行為とかいじめとかというようなことは、学校の教育の範囲を逸脱しとることなんだよね。  
だから、暴力行為とかいじめとかというのは、市の教育委員会が直接担当すると、うちの市長  
を含めてですが、市が、これ警察なんかにも連絡せないかんかもしれん事案なので、学習とか  
教育の範囲を逸脱した問題であって、市教委が現場に乗り込んでいって解決するんだというこ

とをちゃんと学校のほうに、あるいは父兄のほうにもこの議会においてもはっきりと宣言をする必要があるんだよね。暴力行為とかいじめとかというのは、父兄にとっても子供にとっても大変なことなわけであって、教育の範囲の問題じゃないわけ。だから、市教委が常に学校現場で何が起こってるかということ監視する。教育の範囲を超えたことが起こってるという場合には市教委が直接乗り込んでいって解決するというそういう体制、そういうことをはっきりさせるという必要があると思うんだよね。そういうこと。

ほれから、ほかにもいろんなことで室戸市役所においてはパワーハラスメントというものが行われているという実態があるわけです。市議員にはパワーハラスメントする余裕はないわけよね。市議員のことについてもそんなことを言うてる人もおりますが、市議員には何も職務権限はないわけだよね。肉体的にパワーがあるとかそんなふうなことではないわけで、職務権限あるかどうかという話なんだ、市議員にはないわけで。しかし、職員にはあるわけです。市長をはじめ、市長の権限を委任された人にはパワーハラスメントの問題が起こる可能性があるわけ。パワーを持ってるわけですからね。だから、高額医療費の事件にしてもやね、末端の職員が怠慢であったということをもって損害が起こったと、その損害額を全部を給料から払わしとるんだよな。こんなこと法的根拠はないわけ。職員が業務上で犯した問題、それで損害が起こった場合には誰が損害賠償を背負わないかんかということは法律で決められとるんだよね。末端の職員が直接損害賠償をしなきゃならんというそういう規定はないわけで、しかしそれを室戸市はやとるんだよ。給料から取とるんだよね、給料なしかということ。

吉良川の小学校のプール事件でもそうですよね、契約を怠ったということで、末端の職員が損害が出たということで弁償せないかん。その担当職員は契約権限はないんだよね。契約する権限は市長にあるわけで。教育長にもこれ権限はないんですよ。教育関係学校施設などの土木関係の仕事は、全て環境整備については全部市長が直接これは責任を負うんだよね。契約権限が何もない末端の職員を、全部支払い義務があるというふうな雰囲気退職にまで追い込んでるわけよね。こういうのがパワーハラスメント、市長のパワーハラスメント。あるいは、この吉良川小学校の問題は、教育長なんかも絡んでると思うんだよね。金を払わないかんような方向に仕向けてる。退職しなきゃならんように仕向けてる。こういうふうなものがパワハラというんだ。

ほれから、福祉事務所の問題で私はいろいろなことを、市民を連れていろんな要望したんだよね。例えばどんなことかという、保育所で子供が使う布団や毛布を、これを負担できない生活保護の人なんか負担が苦しいということを訴えに行ったんだよ。ほうしたら、マニュアルを持ってきて、マニュアルを見たところ、布団や毛布は保育所が用意するということが明確に書かれてんだよね、これは国かどっかのマニュアルなんだけど。そういう父兄が、保護者が訴えることを市議員がついていってそれを指摘するのは何にもパワーハラスメントじゃないわけよ。当然の任務なんだよ。

ほれから、保育所では、これ羽根の保育所ですが、駐車場もないんだよね。父兄が車でいっても車を駐車させるところ、Uターンするところもないんだよね。父兄に、保護者に払わせてたんだよ、ずっと、何十年って、昭和保育所の前。これなんかは、弱い立場の保護者をいじめとるんじゃないかと思うんだよね。保育所を造った段階で駐車場を構えるというのは当たり前で、そのことを不当じゃないかと言うていった、そのことが何か市議員がパワーハラメントしたということになるのか。

それから、児童遊園地っていうのが羽根の坂本あたりにあるんだ、今どうなってるかといったら、造成されてゴルフ場に変えられてんだよね。子供たちがそこへ入っていったら、これは保護者が言うてるんです、犬や猫のように追い散らされるって。児童遊園地、どうして造成してゴルフ場にしたら、それを尋ねても、誰がやったか分かりませんって。造成工事は相当のお金がかかるわけで、市が関与しないということはないんだよね。調査すべきだよ。暴力行為やるこれ。何の手続もせずに児童、遊ぶところを取り上げて、そこ入ったら追い散らすということをやっているわけで。健全な児童、子供たちを育成するやなにやというようなこと、議会では随分なことを言うてるわけやけども、現場に行ったら犬や猫のように追い散らされて、保障されてる遊び場所からも放り出される。金日成とかそういう北朝鮮とかロシアとかそんなこと似たような状況じゃないかな、この室戸市は。そういうのが、子供たちに対するあるいは保護者に対するパワーハラメントなんだよ。

ほれから、ほかにもいろいろありますが、監査委員会は、我々が幾ら監査請求しても却下するんだよな。裁判になったらその却下したのは間違いだと言うじゃない、裁判所で指摘される。一体そういうことが何件あったか答えてもらいたいんだよな。

ほれから、情報開示請求するんだよ、我々が。ところが真っ黒に塗って出さない。庁舎移転の費用についてなんかでもそう。情報開示したところ、費用の内訳を書いたやつを真っ黒に塗って出してくるんだ。そんなしてると審査会があるので、高知の弁護士なんかやってる審査会にかけないかんわけよ。かけたらほとんど全部開示しなさいというのが返ってくるんだ。そういう事件が一体何件あったかということも示してもらいたいんだよな。

開示請求、行政がやっていることを市民が開示請求したらそれ出さないかん。開示請求しなくても出さないかんぐらいのものをそれを出さない、真っ黒に塗って出してくるという、こんなのがパワーハラメントだ。あんたらはそれを、権力を持ってんだ。それを悪い方向に使ってるわけだ。そういうふうなパワーハラメントをもっと正確に勉強して、私らは市民と同伴していろいろなことを訴えに行く、その市議員をパワーハラメントだなんて。この間の話では、総務課長は、それは私たちはパワーハラメントなんて言うておりませんっていうようなことらしいけども、いつの間にかパワーハラメントという話になつとるんだよな。

ほれから、室戸市政における不正、不法行為という問題で一番大きな問題は、庁舎の問題よね。これは、今回補強工事の見積りについての予算、2,400万円近い予算が出てるんですよ



ね。これは補強工事だけで、新築移転の費用については市役所がお手盛りで見積りをするという話なんだ。これ高知新聞に載ってるんですが、高知新聞の言うたこと、書いていること本当かどうか、それをはっきりさせてもらいたい。

補強工事の件。耐震補強工事ということかと思ってたら、今度出たいろんな説明資料では西庁舎を新築するという案が入ってるわけよね、補強工事に。補強工事というのは新築や増築というふうなことではないわけよね。本庁舎をあくまでも補強工事するというそういう見積りのはずだったんだよ。だけど、高知新聞では、新築西庁舎は500坪くらいの大きな建物を建てるということをつけて補強工事をやると。これはまた新しい計画なんだよな。こういうものは、新しい構想でもってするんだったら新しいということと言わないかん。市民には今までどういうふうに説明してきたのか、市民にもちゃんと説明せないかんのだよな。これは先月、先々月だったか、やすらぎでやったときには、これは議事録にもちゃんと載ってるんだよ、あるいはそのときにまかれた資料に両方の耐震補強工事とそれから新築移転の工事の費用、この両方の基本設計で両方の費用の概算見積りを出すということを資料の中にはちゃんと書いてあるんだよな。両方業者に見積りを出しますということをね。

ほれから、そのとき口頭で説明してるわけよね。これの中にも両方9月議会に見積りを出しますとはっきりと説明してるんだよね。これを100人ぐらいの市民がおるところで、みんなの前で言うとするわけよ。これは山本議員がどこ行ったか分からない、山本議員が確認をする質問をしてるんだよ。耐震補強工事と新築移転、その工事の2つの費用について業者に見積りをしてもらうんですねという確認の質問をしてる。それについて、そうですと、両方業者に委託して見積りをしてもらうということ、はっきりと答弁してる、議事録に載っとる。議事録に書いてあるのにそんなこと言うてませんとは言えないわけよね。ところが、高知新聞の話では、一方だけ、補強工事のほう、それも水増し新築を含めてるわけよね。水増しの工事だけは業者に委託する、一方は市役所のほうで作る、要するにお手盛りで作るというんだ。その理由は何か。なぜそんな片手落ちのことを、不公平なやり方をするのがもう目に見えとるんじゃないですか。一方は補強工事やれば莫大なお金がかかるぞというようなことにして、他方は自分たちで作るわけですから、相当低めに見積りをするのができると。一旦決まったら、補強工事の新築が似たようなお金だったら新築のほうがいいに決まってるということになるわけ。そうしようとしてる。一旦新築の方向に決まったら、追加工事は何ぼでもできるということになるわけ。予算を膨らますことも、そういうふうな、悪い言葉で言いますが、ペテン的な考え方でこの庁舎問題を乗り切ろうとしとるんじゃないですか。このあたり、あまりにも見え透いたやり方じゃないかという、市民を裏切る行為です。市民や議員の前でもちゃんと公平に業者に委託して、業者っちゅうのは第三者ですよ、業者に委託して見積りをやってもらいますという両方をですよ。ところが、今になったら、新築のほうは自分らでやります。自分らというのこれは利害関係者ですよ、当事者ですが。新築のほうを市長らは推してるんだから第三者じゃない

わけよ。こういう不公平なやり方というのはやめてもらう必要があるんだよね。ちゃんと両方業者に委託して、公約になっとるわけだよ、みんなの前でそういうふうに約束したんだから。これを守ってもらう必要があると思うんだよね。

ほれから、その次に移りますけども、債権機構の問題も、滞納整理するため債権機構というのを安芸広域でつくってるわけ。お金を払えない人は皆そこへ送られちゃうわけ。安芸まで行かないかん。市民が安芸まで行くのたいそうだから市役所でやってくださいというふうな、貧しい女性が訴えとるんです。それに私も手伝いで行ったんだけど。債権機構に1件問題を移したら、一体何ぼ要るんです。1件ごとに十数万円要るとい話なんだよ。これが200件くらい向こうに回しとる。二重の行政をやっとるわけよね。室戸市でやりゃあ、相談して、こういうふうにして払う計画を立ててという、その程度の話合いをすればええわけで、それを実行してもらえば。悪質にお金があるのに払わないような人は裁判にかけるといこと、これは当然やるべきだよ。そういうことを両方で二重行政をやっとるわけ。1件につき十数万円、そんな無駄なお金を使うべきかといこと。室戸市のほうでやってくださいとい女性がいたら、そんなことはできませんって言うんだよな。何か市長になったつもりかどうかわかんけど、その担当の職員が偉そうなことを言うわけ。室戸市はあなたの生活を保障しておりますって大声で言うんだよな。その女性が室戸市で仕事が得られないので、奈半利や安田の施設なんかで掃除業などで勤めて、息子が大けがをした、払えなくなった家賃を負担しようとしてるわけよね。そういうふうな人に対して、あなたの生活を室戸市は保障してるじゃないかと、こんなことを言う。何も保障されてない、生活保護も何ももらってないのに。そんなふうなことのほうがずっとパワーハラスメントじゃないですか、そんなことを大声で言い散らすような。それにこういう、でたらめなことを言うとか、債権機構の規則には室戸市に戻して事務を取り扱うこともできるという規則もちゃんとあるじゃないかと、そういうふうに言われたら困ってしまったもんだから、パワーハラスメントなんていうようなことを私に言いよるんだ。まあそれは言うてないといらしいけども、言うとの話にいつの間になっとるんだよな。

ほれから次に、3,000万円とか2,000万円の補助金のことについて聞きますけど、これは公益性がこんな莫大なお金を5件の企業に渡してるわけよね。莫大なお金をやる、公益性がある、補助金というのは公益性がなければ民間に補助金を渡せないんだよ。それは法律で、地方自治法ではっきりと規定されてるんだ。公益性が立証されないかんわけ。そうすると市長は、雇用していると、市民を雇ってるといこと、これは公益性であると、こう言うんだよね。そんなことはあり得ないことやけども。

その公益性を担保している唯一の条件である雇用の実態について調べてみたんだ。15人の雇用ができてる。そのうち8人が時間給とパートタイマー。15人のうちの過半数がパートタイマーなんだよな。雇用契約があるのは、全然雇用契約がないところもあるし。例えば、ある飲食店では4人雇ってるんだけど、そのうちパートが2人。その契約書を見てみると、契約期日は

何も書いてないんだよ。契約を締結した期日が書いてないし、いつから雇うということも書いてないんだよな。こんなものは契約書にならんわけ。契約書で期日が書いてないようなものは無効だぞ。労働者の権利にならんわけよ。雇用契約に期日が入ってないんだ。こんなことは調べたらすぐ分かることなんだよ。

ほれから、お金をもらって工事するそれ以前に、中には1年前に雇用してたというそんな雇用契約書もあるんだよな。新規に雇用したものじゃないといかんはずやけど、1年前の雇用契約をしたというようなやつまで出てくる。まだ工事も終わってない、店も開いてないという状況でレジ係を雇ったというやつもあるんだよな。新規に雇ったというふうなこと、そういうことはやっぱり調べないかん。1件、海土というところなんかは雇用契約書を一切提出してないんだ。しかし、雇用するという条件にしてお金を出したんだから、何人雇用してどういう形で雇用しとるかを確かめないかんわな。確かめるためには雇用契約とかあるいは労働条件通知書とかいろいろあると思うけど、その証拠をつかまないと。証拠がなかったら銭出したらいかんやないか。そして、雇用条件見ても、社会保険にかかっているのはたった3件しかない。雇用保険も半分ぐらいしか、失業保険よね、半分ぐらいしか入ってないんだ。こんな悲惨な条件で雇われてる、雇われているかどうかも分からんような、そんなことを理由にして、何億円というお金を出していいのかということなんだよ。

ふるさと納税のことについても言いますけど、ふるさと納税、今まで100億円ぐらい、九十何億円集めてるんだ。そのうち七十何億円も取り崩しとるんだよ。残ってるのは、この間も言いました、二十数億円残ってる。七十何億円というお金は取り崩して使われてるんだ、そのうちまともに条例で、こういう目的で、地場産業のためとか健全な子供を育成するためとかということが、条例で用途が決められとるんだ。市役所が分類した中でその用途のとおり使われているのは十数%、あとは条例以外のお金、特に市長の判断で使ったというやつが大半なんだ。それは条例以外の目的で使われたとしたら職権濫用じゃないかと。しかも、それが数万円とか数千万円とかそんなじゃないんだ。50億円以上が市長の職権で自由に使われたということになるわけ。一般財源に使われているわけよね。不正に使ったというんじゃない……。

(傍聴席で発言する者あり)

○7番(澤山保太郎君) (続) 条例に定められたとおりやらな。要綱をつくってますと言うんだよ。市長が何でもつくっております。しかし、要綱というのは条例を超えることはできないんだよ、条例のほうが上だ。要綱というのは、市長らのちょっとしたメモ程度のことを要綱というんだ。規則でも何でもない。こういうふうな職権濫用の一つとして、この脆弱な金持ち優遇のお金を何千万円と出しとるわけ。金持ち優遇っていうのは、これは私が判断して言うんじゃない。おたくの要綱の中には、銀行の融資を受けられるようなそういう企業だというのが書いちゃあるわけ。銀行の融資を受けるぐらいの資産があるんだったら、それは金持ちなんだ。だから私は、金持ち優遇だと言ってんだよな。補助金っていうのは、そういう資金がな

くて商売したいけど見込みがあるんだけどお金がないために補助金出してくれというのが、それが補助金だよ。お金があり余ってる、銀行だって融資しますと言うてんの、銀行へ行って融資してもろたらええじゃないか。その融資について、利子について補助しますとか、あるいはいいかどうか分らんけどその債務を保証するとかという程度のことをやるというならともかく、莫大なお金をその金持ち連中に渡しよるわけや。そんなやり方していいのか。ふるさと納税の使い道として適当かどうかというのを、ちょっと反省を込めて答弁してもらいたいんだよな。

それから、別口の補助金制度があるんだ、200万円を限度とするね。創業とか事業継承とかということで、200万円の限度で出す。その中に、申請書を出して現職の市議員がお金もらってんだよな、132万5,000円。こんなことあっていいのか。市議員っていうのは、ちゃんと身分や生活費、報酬という形で保障されてんだよ。その人に別の仕事をしなさいというふうなことでお金を、補助金を出していいのか。これ、市民に渡るべきものなんだ。しかも、これ、ヘアサロンだから美容師の資格がないといかん。これ、監査委員もやった人だ。この人が美容師の資格を持ってるようには、自分、どうしても思えないんだよな。どうも話聞いてみたら、家族が美容院を開いとるという話なんだ。家族がやるんだったら、その人の名義で補助金を申請してもらおうべきだよ。市議員は、やりもせん事業のために申請してお金もらうかい。これは、この補助金の要綱の中に、第15条だったと思うけども、不正な申請をしてお金をもらった者は全額返還せよということになつとるんだよな。これ、不正じゃないか。名義が違うんだよ、これ。

○議長（町田又一君） 澤山議員、ちょっと待ってください。

○7番（澤山保太郎君）（続） こんなふうなでたらめな補助金制度を続けるつもりなのかよ。市民は、どんな苦しい生活してるんです。ここでも住めないからよそへ、市外、県外に出なきゃならんという悲しい思いをして生活、暮らしとるんだよな。市議員は、報酬は年間何ぼもらつとるんだ。私も、その一人だけど。しかもこれ、監査委員の手当だって4年間で200万円ぐらいもらつとる。この人に別の仕事を、ヘアサロンか何かの、それ、やりなさいということで補助金を出しとるわけや。これ、市長の判こがあるんだから。こんなことが許されていいのかどうか、それをしっかりと答弁してもらいたいんだよな。

それから、庁舎移転の問題についてもう一回やりますけど、市長は私は言うてないって、市民説明会の会場で豪華な建物なんてそんなこと言うてない、議事録でちゃんと載つとることを指摘されてるのにそんなこと言うてないと。議事録には、ほかにもおぞましい説明をしてることが明らかになってるわけ。

1つだけ言いますが、市民の皆さんがぜいたくじゃないかという、この建物は。そういう感じが市民の中にあるんじゃないかと思えます、そのとおりだと思いますって書いちゃあるんだよ。市民がぜいたくじゃないかというようなことを、そういう感じを持つとるという、私も

そう思いますって言うんだよ。ぜいたくな建物だと思っとる、あんたらは思っとるだろう、私もそう思うんです、そんなぜいたくな建物建てるという、そういうことを言うとするんだよな。それがまちづくりのために必要だと言ってるわけ。

行当の市民館では、若者たちがUターンしたり移住者がどんどん増やせるような、そんな室戸のPRのために、防災だけではなくって書いてあるんだよ。防災の立場だけではなくて、若者たちが戻ってきたり移住者が増えるためにはPRのために立派な建物を建てないかと、こう言うとするわけ。これ、議事録に載ってるんです。私はそんなこと言うてませんって言うたって、じゃあ議事録は誰かが偽造したのか。しかし、おたくらが作ったやつなんだ。

このことについて、今回の予算書の中に出てくる西庁舎を豪華なものをまた造って補強工事でも豪華にしようとしてるけど、市民はそんな豪華なものは要らないと言ってるわけよ。豪華なものを造ってくれというて、ぜいたくなものを造ってくれと言うとするわけじゃないの。お金のかからんように今の建物を補強するという程度でええじゃないか。どんどん市民の活動が減ってるわけ。職員の数も減らさないかんわけやから。ずっとお金がかからんようなことをやってくれというのが市民の希望なんだ。ところが、あなたがぜいたくなものでもやらなきゃ、PRになるんだ、そんなことを言うるとんだ。そういう考えは、今もそれが根底にあるんじゃないですか。それ、ちょっと説明してもらいたい。また、そんなことは言うてませんなんて言わないで。そのことを言うてませんやなんや言うんやったら、その議事録を作った人間を責めたらええんだ。おまえ、うそを書いたやなって。そんなはずはないんだよな。

それから、次に移りますけども、建物庁舎の問題についてもう一つ指摘しておきたいんだよね。これは国交省のガイドライン、災害に強い官公庁施設づくり。国土交通省が出してきた。これには、何も浸水地域の人、建物は移転せえなんていうようなことは書いてない。災害時にも機能継続が必要な室、設備機器等が浸水しないよう想定される水位より高い位置にある階に配置されるようにせえと。1階なんか浸水するんだったら、2階へ上げるようなそういう対策をなさいと説くわけよ。建物の外周部に浸水防止の措置や必要な施設の上階への配置等の措置が可能な範囲で講じられる必要があると。要するに、土のうだけじゃなくて防壁なんかもやって浸水が来ないような対策も取りなさいと。浸水する1階などにおいては重要な資料やら機器類を上へ上げなさいというふうなことが国交省の指針、ガイドラインで出てるわけ。このとおりやればええんだ。

だから、例えば1階にある市民課や福祉課やそういうなものを上へ上げたらええ。2階に大きな大広間があるから、大広間を下にして、今の2階の大広間があるやつに福祉事務所やそんなものを全部移したらええ。

ほれから、教育委員会なんかもそうなんだよ。教育委員会、この庁舎におるよりも、中学校、小学校、どっかの、室小でも室中でも、その学校の一角に教育委員会を移すべきなんだよ。それはもう暴力行為とかいじめとかということは現場で対処せないかんわけですからね。

教育委員会が、この市役所にどうしてもおらないかんという理由はないわけ。仕事をするところ、昔の吉良川町の教育委員会が中学校の一室に、小さな部屋におった。そこで全部仕事してた。現場に置いたほうがずっとええんだ、教育委員会はね。教育委員会の部屋なんか丸きり空くわけ。

議会、4階にも10部屋ぐらいあるんだ。委員会室やら何やら入れても3部屋か4部屋あったら十分に賄えるんだ、この4階は。10部屋も要らないだよ。

だから、そういうふうなところが、水道局なんかも壁に機器類を設けてるようで、その東庁舎があるから、2階に、それを移したらええんだよな。ちょうどその下は水道局の資材があるところだから、水道局は当然本庁舎から東庁舎へ移したらええ。

幾らでも整理すれば空いたところを利用できるし、適当なところへ移したらええ。この国交省の指針というものを、もっと真面目に検討すべきなんだ。

それから、いろいろな交付金が出てますわね。商品券のようなものなんかもやっとなるわけです。これまでの交付金の配付の仕方、これを説明してもらいたいんだ。最初、ある程度の人数を設定して、その分お金を用意する。しかし、実際にはおらない、室戸市に住民票はあるけど実際には住んでない人がたくさんおる。国勢調査で世帯を数えたら、室戸市に登録される世帯と比べたら千数百世帯実際は少ないんだよな。千数百っていうのは、登録はあるけど住んでないんだ。

○議長（町田又一君） 澤山議員、残り10分です。

○7番（澤山保太郎君）（続） え。

○議長（町田又一君） 残り10分。

○7番（澤山保太郎君）（続） だから、実際はお金が余っとなるんじゃないかっていうことなの。それが余ってるという、配りに行ったけどもサインはもらえない、そういうのが恐らく100や200どころじゃないわな。選挙のときでも100件近くが不在だというあれが戻ってきたというんで、入場券の件でね。しかし、国勢調査の結果が来たら1,000所帯ぐらいが実際はいないんだよ。だけど、その商品券やそんなものを配ったときにサインしてもらおう者がいない、そういう場合は、そのお金はどこ行ったんだという。予算が組まれてる、実際には配られてない、受け取ってない人がたくさんあると。当然、そこに余ったお金、会計に、あるいは決算書に出てこないかんわな。それがどういうふうに出てきてるか明らかにしてもらいたい。その間に不正がなかったか。それは商工会の中に委託しとるし、市役所だけが関与してるわけない。郵便局に配達を頼んどるわけだから誰かが、その余ったお金の説明がないわけよ、我々には。余ってるはずなんだけど、どうもはっきりしない面があるわけよな。何か不正がなかったかどうか、そのことをお聞かせ願いたいんだよね。

それから、南海地震のことについてですが、簡単に言いますが、南海地震、当然沖合にある南海トラフという巨大な活断層があるわけだね。ただ、それだけじゃなくて室戸半島の周辺に

も非常に大きな活断層があるんだよな。そのことをちゃんと把握してるかどうかなんだ。震源地がどこかということ想定しなきゃ対策にならないわけよね。

津波は、何か地震の後、二、三十分してから津波が来るというようなことを言うとするらしい。学校なんかでも、そういうことで二、三十分は大丈夫だ、その間にどっかに逃げればいいというようなこと。しかし、この県のハザードマップを見ても5分以内にもう海岸にまで津波が来てるということになってんの。それが二、三十分、防波堤で押しとどめておくことができるか。大津波が来るときに、5分でもう海岸まで来てるわけ、室戸周辺ではね。当然、波が越えてくるわ。二、三十分たったら、その所定の3メートル、4メートルになるけど、それまでもう1メートル、2メートルの津波が浸水してきとるわ。そのときに、学校の生徒なんかは外へ出させて高いところへ逃げなさいと、何キロか走りなさいと。しかし、校舎の上に避難するべきじゃないか。最寄りの高いところへ行かないと、5分や10分でもう津波が押し寄せてくるんだよ。海岸まで来た津波が、そこで二、三十分待ってくれるわけない。だから、ハザードマップを誤解してるんじゃないかということ。

それから、避難タワーの建設が非常に貧しいんだよな、実際に。もう山まで逃げろと言ったって、なかなか逃げられない。すぐ数分で避難できるような高台というたら避難タワーしかないんだ。これはもう今の何倍もの数の避難タワーを造らな。

避難道はどうなんだ。避難道も、まともにない。東西にはかなりあるけど、南北のつながりのあるちゃんとした道路なんてめったにない。吉良川の裏手の山手線のあの何十年も昔から行き詰まったままやけど、まだ工事をやろうとしてないんだよ。消防車やら救急車やら、いつもあそこで行き詰まりでUターンするのに困難を来してる。1分、2分を争ってる、命の関わった救急車やそういう連中が困難な状況に陥ってるわけ、あそこで。わざとやってるんか。

それから、戸籍の問題についてもちょっと言いますけど、戸籍閲覧を自由にさせてはいけない。

○議長（町田又一君） 澤山議員、残り5分です。

○7番（澤山保太郎君）（続） 戸籍の閲覧に制限を加える、少なくとも本人の承諾がないことには見せないということにしてもらいたいんだよね。戸籍というのは、住民票があるんだから何の役にも立たないよ。ただ、役に立つのは、その血統が分かるんだよ。昔の身分、平民とか士族とかそういう身分を調べるためにあるだけなんだ。戸籍の閲覧については、例えば私については誰かが閲覧を申し込んだのか、市外の興信所やそういうところが室戸市民の戸籍の閲覧を請求したのが何件あるのか、そういうことを答えてもらいたい。

それじゃあ終わります。

○議長（町田又一君） 昼食及び答弁に正確を期すため午後2時30分まで休憩をいたします。

午前11時57分 休憩

午後2時33分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から意見調整の時間が必要であるとの要請がありますので、意見調整のため午後3時まで休憩をいたします。

午後2時33分 休憩

午後2時57分 再開

○議長（町田又一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 貴重な時間をいただきましてありがとうございます。早速ですが、澤山議員にお答えをさせていただきます。

まず、大きな1点目の室戸市政におけるパワーハラスメントについてでございます。

パワハラとは、優位的な関係に基づいて行うこと、業務の適正な範囲を超えて行うこと、身体的に、もしくは精神的な苦痛を与えること、または就業環境を害することといった行為であると認識をしております。先ほど御指摘いただきました内容は、パワハラには該当しないことも多い点があったかと考えます。今回、新たに御指摘いただいた点につきましては、詳細は担当課長より答弁をさせますので、よろしく願いをいたします。

次に、なぜ意見交換会では耐震補強等と移転建て替えの両方を予算計上すると言っていたのに耐震補強等のみとしたのか、両方を予算計上するべきではないかについてであります。

今回、予算計上されている委託業務につきましては、当初意見交換会の際に出されました意見も含めて、耐震補強、改修工事等に係る内容と移転建て替えに係る内容の両方について業務内容に盛り込む予定でありました。しかしながら、7月31日の意見交換会後に、その両方に係る委託業務の見積りを徴取したところ、業務期間が2年近くかかるといった見積り内容になっていたところであります。このことについて市内部で協議をしまして、業務期間が非常に長くなることから今回の委託業務においては耐震補強、改修工事等に絞った業務内容とし、移転建て替えについては職員による概算費用の算出を考えていたところであります。

今回の議会においては、耐震補強、改修工事等に係る業務のみを予算計上させていただいておりますが、議員の皆様のお意見も踏まえ検討した上で移転建て替えに関する基本設計及び概算費用の算出委託業務が必要と判断しましたら、改めて庁舎移転建て替えについて委託業務料を別途予算計上したいと考えているところであります。

次に、企業立地促進事業費補助金についてであります。

補助事業による公益性につきましては前回の一般質問でもお答えをしましたが、本補助金の目的は、本市での企業立地を促進するとともに産業の振興による地域経済の活性化並びに雇用及び就業機会の創出、拡大を図ることです。補助金の活用により、これまでに5件の交付実績があり、地域経済の活性化や雇用の拡大、地域の高齢者等の買物困難者の解消、またふるさと納税返礼品の開発など一定の成果が出ているところであり、公益性はあるものと判断を



しております。

次に、ふるさと納税の使途につきましては、寄附者が寄附する際に寄附金の使途を指定して寄附をいただいております。使途は選択式になっておりまして、その選択肢は①地域資源の保全や整備に関する事業、②地場産業の振興やまちづくりに関する事業、③子どもたちの健全な育成に関する事業、④医療及び福祉の充実に関する事業、⑤その他市長が必要と認める事業となっております。

中でも、御指摘をいただきました⑤その他市長が必要と認める事業につきましては寄附額がおよそ41億7,084万円、基金繰入額がおよそ33億3,600円となっております。ほとんどが市長判断であるとの御指摘でございますが、先ほど御説明しました寄附者が使途を選択した寄附金額の範囲内で事業を実施しておりますので、寄附者の意向に沿ったものであると考えております。

次に、庁舎問題に関して、市民説明会の議事録等に基づいてぜいたくな建物ではないかと市民が問うとそう思いますと市長は答えている、若者や移住者がもっと多く来てくれるためのPRに使うと言っている、市民はそういった豪華なものを造るのは要らんとされているなどの御指摘から、今も根底にあるのではないかと御質問にお答えをいたします。

私が、いかにも豪華な庁舎を建てたいとの考えであるかのごとくねじ曲げられた意見に対しては、私は議会答弁でも否定をし、記者会見も開いて豪華な庁舎を建てるとの思いは全くありませんと私の思いを説明させていただいております。もともと豪華な庁舎を建てるとの思いは根底から全くありませんので、重ねて否定をさせていただきます。

また、若者たちが戻ってくる、移住者が増えてくることにつながるようなしっかりした庁舎を整備するといった意見に関しましては、豪華な庁舎をとったことではありません。津波の来ない安全な場所に庁舎が整備できると、民間企業や大学関係者など様々な方々が市役所を訪問される時に安全で安心して仕事に当たることができることは申すまでもなく、今後のまちづくりにも有利になり、若者や移住者などIターンやUターンにも効果的に働くものと考えて申し上げたものでございます。

次に、国土交通省のガイドラインどおりの補強工事を行えばよいといった御指摘についてであります。

議員御案内の国土交通省の災害に強い官公庁施設づくりガイドラインでは、新築、建て替え等の計画に当たっては浸水等の災害が生じる可能性ができる限り低い立地を選定することが必要とされており、やむを得ず災害のおそれのある地域に立地せざるを得ない場合には、浸水対策、津波対策として官庁施設の人員の安全及び施設を使用する機関の業務に関する目標を技術基準として定めているものであります。

また、その目標を達成するためには、災害時にも機能継続が必要な執務室や設備機器等が浸水しないよう想定される水位よりも高い位置にある階に配備されることが必要等と記されてお

り、その対策は経済合理性と平常時の利便性に総合的に優れたものとなるよう対策を講じることが必要とされております。それらも踏まえ、市では6月及び7月に実施した意見交換会におきまして、新庁舎などを含む耐震補強改修工事等に関して議員の皆様から出された御意見も含めて工事内容を取りまとめたところであります。

一方、本庁舎の状況であります。L2クラスの津波襲来により最大で3メートルの浸水が予測をされており、1階部分及び庁舎付近においては浸水、瓦礫の流入が想定をされます。そのような状況に陥りますと、幾ら災害時に機能継続が必要な執務室や設備機器等が浸水しない高さにあったとしても、休日や夜間においては本庁舎に私をはじめとする災害対策本部員や職員の参集が遅れ、または参集できなくなり、迅速な災害対策の体制が取れないことが懸念をされます。

これらのことから、津波浸水区域外に庁舎が位置することが望ましいとの思いであります。今回の議会において予算計上させていただいている耐震補強、改修工事等に係る基本設計及び概算費用の算出委託業務の結果を踏まえ方向性を決定したいと考えているところであります。

次に、南海地震対策の避難タワーの建設についてであります。

本市における津波対策としましては、高台へ避難することを基本に考え避難路の整備を中心に組み立てまいりました。しかしながら、高台までの距離が遠過ぎるなど津波が到達するまでに避難ができないおそれのある地域につきましては、津波避難タワーや津波避難ビルに指定している公共施設の屋上への外付け階段、津波救命艇の設置などに組み立てきたところであります。

また、被災時に命を守るためには、日頃から住民はもとより常会や自主防災組織、消防分団員等と連携をした訓練の強化を図っていくことが重要であると認識をしております。津波避難タワー整備につきましては、地域住民の意見を踏まえ必要性を十分に検討するとともに設置場所等についても地元自主防災組織や常会を中心に協議を重ねながら、これまで11基の整備に取り組んでまいりました。今後におきましても、避難訓練等を実施する中で気づかされる課題につきまして、関係者の皆様方と一緒に情報を共有し、津波避難タワー整備の必要性や在り方などについて検証し、必要に応じてハード、ソフト両面の対策を強化をしてより効果的な対策につながるよう努めてまいります。

次に、戸籍についてであります。

まず、戸籍に関する事務は、戸籍法に基づき全国統一的、適正かつ円滑に処理されるよう国、管轄法務局長等から助言、勧告、指示等を受けながら市区町村が戸籍事務の処理を行っております。

戸籍を自由に閲覧させてはいけない、閲覧に制限をかける、本人の承諾がなければ見せないようにとの御指摘でございますが、現在、戸籍謄本等の交付請求等については戸籍法第10条第

1項に戸籍に記載されている者らによる戸籍謄本等の交付請求、戸籍法第10条の2に第三者による戸籍謄本等の交付請求についての規定、第10条の3に戸籍謄本等の交付請求をする場合の本人確認等の規定があるため、請求を行った方が戸籍謄本等の交付を請求ができる戸籍に記載されている者または配偶者、直系尊属もしくは直系卑属、利害関係のある第三者等であるかどうか、請求を行っている方が本人であるかを確認をしております。個人の戸籍の閲覧件数に関しては、戸籍謄抄本交付請求書は戸籍法第48条第2項の閲覧できる書類、届書、そのほか市町村長の受理した書類に該当しないため閲覧できません。そのため、開示請求の手続によりお調べいただくようお願いをいたします。

また、市民の戸籍の市外者による閲覧実績については、令和4年度の戸籍関係での証明書発行件数につきましては2万767件となっており、そのうち郵送での請求件数は3,054件となっております。以上でございます。

私からは以上でございますが、教育長及び関係課長に補足答弁をさせますので、よろしくお願いをいたします。

**○議長（町田又一君）** 百田教育長。

**○教育長（百田貴昌君）** 澤山議員に、室戸市政におけるパワーハラスメントのうち室戸小学校教諭による不適切な指導についてお答えをいたします。

前段の議員にも御説明しましたとおり、本年7月、室戸小学校における不適切な指導の事案がありました。今回の一連の事案につきましては、事案の把握を教育委員会の直接の指導の下、室戸小学校において家庭訪問や説明会を行ったところです。この事案につきましては、極めて重大であることから臨時校長会を開催し、今後二度とこのようなことが起きないように今回の事案の共有と、いま一度行き過ぎた指導が行われないよう指示を行うとともに、県教育委員会から通知されている市町村立学校におけるハラスメント事案等への対応マニュアルに基づき、どのようなささいなことでも市教育委員会への報告の徹底を指示したところです。日頃より、今回の事案も含め、いじめ、不登校や虐待などにつきましては、学校との情報共有を図り、関係機関とも連携して取り組んでいるところです。今後につきましても、教育委員会が学校を訪問し、直接教員の様子や子供の学習の様子の把握また指導に、より一層努めてまいります。以上でございます。

**○議長（町田又一君）** 江口監査委員事務局長。

**○監査委員事務局長（江口祐介君）** 澤山議員に、谷口代表監査委員に代わりお答えさせていただきます。

大きな1点目、室戸市政におけるパワーハラスメントについてのうち、近年の住民監査請求についての結果であります。令和5年度現在から遡って令和元年度まで報告させていただきたいと思います。

令和5年度につきましては、現在のところ監査請求はございません。

令和4年度につきましては、室戸市企業立地促進事業費補助金について1件の監査請求があり、却下となっております。

令和3年度につきましては、保安林の伐採及び市道の管理について計2件の監査請求があり、いずれも棄却となっております。

令和2年度につきましては、指定管理者の選定、職員の重大過失について計2件の監査請求があり、棄却2件、うち一部却下となっております。

令和元年度につきましては、課税関係について1件の監査請求があり、却下となっております。ということであります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 澤山議員に、開示請求の件数等についてお答えいたします。

公文書開示請求に対して、不開示決定をした後に室戸市情報公開・個人情報保護審査会の審査を経て開示の決定となった件数は、過去5年間では3件あります。

次に、振興券の件についてでございますけれども、令和4年度室戸市物価高騰対策地域振興券事業につきまして、発行総額が6,044万円、それから換金額が5,783万2,000円となっております。それから、ゆうパックによる郵送で交付しましたけれども、交付できなかった件数は231件でございます。それから、委託料でございますが、換金額等の実績により確定、精算をしておりますので、決算書のほうに不用額のほうは出てまいります。

なお、同事業は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源として実施しておりますので、実績額と同額の交付を国から受けているところでございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 西村税務課長。

○税務課長（西村城人君） 私からは、債権機構について申し上げます。

安芸広域市町村圏事務組合負担金の債権機構に係る額は、令和4年度決算額で1,197万3,933円、移管した案件は市税をはじめ介護保険料や住宅使用料など延べ133件であり、人数といたしましては106人であります。単純に負担額を人数で割りますと、11万2,900円余りとなります。機構への移管効果につきましては、金額面だけではなく、未納者と納付していただいている方との公平性をより保つために機構へ移管し効果を上げているところでございます。

また、当機構での令和2年度から令和4年度までの3年間の本市分収入済額は約4,800万円で、負担金額は約3,400万円となっており、収入と負担金を比較しますと1,400万円程度収入が多くなっております。

さらに、機構では滞納に関する事務処理について専門的知識、能力を有していることから、移管することが早期の滞納解消につながり、当該滞納者におかれましても有益なことであると認識しておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（町田又一君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 澤山議員に、室戸市企業立地促進事業費補助金についての雇用の実態について私からお答えいたします。

当該補助金につきましてはこれまでに5件の交付実績があり、補助の条件となっております従業員の雇用につきましては、実績報告の数値で申し上げますと21名の雇用となっております。内訳としましては、当初の要綱では正職員とパートの区分を設けておりませんでしたので、その分の6名を除きますと正職員が8名、パート職員が7名となっております。雇用の確認方法につきましては、雇用契約書や雇用保険被保険者資格取得等確認通知書などの書類で確認するとともに、必要に応じて現地調査を行い確認をしているところでございます。

次に、創業・事業承継支援事業費補助金についてであります。

まず、現職の議員に補助金を交付することの違法性についてであります。地方自治法に照らし合わせた上での判断としまして、現職の議員に補助金を交付することについては違法性はないものと考えております。

次に、ヘアサロン等の経営には資格が必要ではないのか、資格がなくても補助金の申請はできるのかについてであります。補助金申請者が事業主となって営業に必要な資格を持った従業員等を雇用して開業することは問題ないものと考えております。

○議長（町田又一君） 西岡防災対策課長。

○防災対策課長（西岡佳久君） 澤山議員に、南海地震対策についてお答えをいたします。

初めに、活断層はどこにあるのかについてです。

四国内には高知県に影響がある活断層が存在し、その中でも中央構造線断層帯と綱附森断層は高知県に近い。これらの活断層が動いた場合に高知県にも被害を及ぼす可能性があります。

中央構造線断層帯は、奈良県から淡路島の海域を経て四国北部を東西に横断し、伊予灘を経て大分県に達する非常に長い活断層帯であり、過去の活動時期の違いなどから10の区分に分けられており、その中でも比較的高知県に近い讃岐山脈南縁西部区間は徳島県から愛媛県にかけての活断層であり、地震の規模はマグニチュード8.0程度以上、発生確率は30年以内にほぼゼロから0.4%、平均活動間隔は約1,000年から1,500年、最新の活動は16世紀から17世紀で高知県内では震度6弱から震度3程度の揺れの想定となっております。

次に、綱附森断層は、徳島県と高知県との県境付近の活断層で、地震の規模はマグニチュード6.7程度、発生確率、平均活動間隔及び最新の活動は不明であり、高知県内では震度6弱から震度3程度の揺れの想定となっております。

また、本市にも現在発見されている活断層が幾つかあり、行当岬断層、羽根北東、吉良川断層、盲道谷断層、西寺断層、羽根断層などがあります。活断層は、地震の規模がある程度大きくなければ地表に断層のずれが現れず、また断層のずれが地表に現れていた場合でも、その後

の侵食や土壌の堆積により痕跡が不明瞭で見つかっていない活断層がある可能性があります。そのため、活断層が確認されていない場所でもマグニチュード7クラスの地震が起こることも考えられます。

次に、津波は地震後何分で来るのかについてであります。

本市では、市民の皆様が津波から安全に避難するために必要な情報を記載した室戸市津波防災マップを令和3年3月に改訂し、全ての御家庭に配布しました。このマップは、高知県が平成24年12月に公表した現時点で最大クラスと思われる地震、津波の想定に基づいて作成しています。最大クラスの地震、津波の発生確率は極めて低いものの、こうしたことも起こり得るということを念頭に置いておく必要があります。

議員お尋ねの津波が地震発生後何分後に来るかについてであります。津波浸水深が30センチになる時間の予測となります。この浸水深とは、浸水している場所の水面から地面までの深さのことをいい、一般的に浸水深が30センチの高さでは足を取られて動けなくなる状態とされています。主な施設の津波の浸水深が30センチになる時間は、佐喜浜小学校は20分から30分、室戸世界ジオパークセンターは20分から30分、室戸市役所は30分から40分、吉良川中学校は20分から30分、羽根小学校は20分から30分となっています。

なお、浸水深以外で津波の大きさを表す言葉として津波高があります。津波高とは、津波がないときの海の高さから、津波により上昇した海面の高さとの差のことをいいます。本市の津波防災マップは、津波高ではなく浸水深での予測となっております。以上です。

○議長（町田又一君） 川崎建設土木課長。

○建設土木課長（川崎 州君） 澤山議員に、南海地震対策のうち避難道についてお答えします。

西灘地区において、市道西灘山手線が袋地となっており、南海地震時の避難道として利用できないとの御質問であります。市道西灘山手線につきましては、議員御案内のとおり、現状終点部が袋地で車両の通り抜けができない状況であります。この路線については、以前より要望がございましたが、令和元年度の地籍調査時においても道路用地として必要な土地の境界が確定しないなど事業実施が困難な状況でありました。しかしながら……。

○議長（町田又一君） 課長、ちょっと待ってください。

傍聴の方、静かにお願いします。静かにお願いします。

続けてください。

○建設土木課長（川崎 州君）（続） しかしながら、令和4年度において未確定となっていた土地の境界が確定したことから改めて地権者の意向を確認いたしましたところ、地権者の方々から事業協力の同意が得られましたので、令和6年度より道路改良事業に取り組むことといたしました。まずは、令和6年度に測量設計調査業務を実施するに当たり社会資本整備総合交付金事業への要望を行ったところであります。以上でございます。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます……。

○議長（町田又一君） 待って。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 答弁漏れです。すいません。

○市長（植田壯一郎君）（続） 大変失礼いたしました。

小休の間に、答弁漏れということで指摘を受けました。8点の指摘を受けましたけれども、いずれも1度目の答弁でそれぞれの答弁に関して澤山議員から1回目の質問のときの質問事項を全部チェックをして的確に答弁はさせていただきました。ただ、今、指摘を受けたことは我々の答弁と見解が違うことに対する指摘でございますので、答弁漏れよりも2回目の質問でやっていただいたら、きちっと答弁も、またその次に深めた答弁をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞそうしていただきたいというふうに思います。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） そのことにつきましても、私の答弁の頭のときにそういった御指摘に向けたことにお答えをさせていただきますという形の流れでお答えさせていただきましたので、もしそういうことに対して澤山さんが違うということの問題を抱えておったら、こうじゃないですかという質問を2回目ですていただけたら、きちっとまたそのことに対してお答えをさせていただきたいと思っております。

（発言する者あり）

○市長（植田壯一郎君）（続） そのことにつきましては、ぜいたくなという澤山さんの質問を捉えて、そのことを受けて私の答えとして答弁をさせていただきましたので、そのことが違うということについては澤山さんの2回目の質問で指摘をしていただいて答弁をさせていただきたいというふうに受け止めております。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 西村税務課長。

○税務課長（西村城人君） 債権機構についての二重行政について、すいませんでした。

自治法第284条第2項では、一部事務組合が設立されますと関係市町村は当該事務を処理する権限を失う規定となっております。安芸広域市町村圏事務組合同規約第3条3号で規定されているものは、滞納事案のうち組合を組織する市町村の長との協議により組合が処理することとなった事案に係る市町村税など、または税外債権等の滞納整理に関する事務となっております、本件場合は先ほどの組合同規約に規定されているように組合が処理することとなった事案、移管した案件についてでありますので、二重行政ではないと理解しておりますので、よろしく願います。

○議長（町田又一君） 百田教育長。

○教育長（百田貴昌君） 澤山議員にお答えいたします。

先ほど御答弁させていただきましたように、直接市の教育委員会が入って指導しております。これは、小・中学校の教職員は任命権者は高知県教育委員会でございますけれども、服務監督権はそれぞれの市町村の教育委員会でございます。ですから、今回の分は事案が発覚後、一連の職務長の措置まで教育委員会が責任を持ってきちっとやっておるところでございます。

○議長（町田又一君） 西岡防災対策課長。

○防災対策課長（西岡佳久君） 澤山議員にお答えをいたします。

すいません、1回目の答弁で答弁漏れがあったということで避難路の整備についてお答えをいたします。

避難路の整備についてですが、避難路整備の主な内容としましては路面の舗装やスロープ、階段の整備、また手すりやソーラー誘導灯の設置などであります。このうち、整備が必要な157路線につきましては順次整備を行っているところであり、現在140路線の整備が完了しており、令和4年度末時点の進捗率としては約89.2%となっております。未整備箇所につきましては、地元自主防災組織との協議や土地所有者への協力依頼など適宜行いながら、今後も避難路整備に取り組んでまいります。以上です。

○議長（町田又一君） 江口監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（江口祐介君） 先ほどの澤山議員への答弁漏れの件について、谷口代表委員に代わりお答えさせていただきます。

議員御案内の監査結果が間違えて裁判所から戻ってくるとおっしゃいますことにつきまして、監査結果とその後の裁判所の判断について監査委員が適法な却下を行った場合、裁判所においても却下となりますが、仮に監査委員が棄却を行った場合、住民訴訟において裁判所が訴訟の実体審査に入ります。先ほど議員御案内の監査結果が間違っただけで戻ってくるというのは、この部分であると解釈をしておりますが、こちらとしましては住民訴訟において裁判所が訴訟の実体審査にその後入ることができますので、監査請求と住民訴訟の一連な法的手続の中で一定判断の適法性は担保されているものと判断しております。ということでございます。以上でございます。

○議長（町田又一君） 黒岩副市長。

○副市長（黒岩道宏君） 私のほうからふるさと納税について、要綱で条例の範囲を超えてるのではないかというようなことだと思うんですが、これ、平成27年に条例の改正を、送られた寄附金を処分できる事業の範囲を拡大するという内容で第6条の処分に、今まではこの3つだったんですが、などという言葉をつけることによって範囲を拡大することで、そのときにこの取扱要綱ということを決めまして、最初に説明しました5つの項目に、その他市長が必要と認める事業についても使えるようにしておるという状況であります。

○議長（町田又一君） 澤山保太郎君の2回目の質問を許可いたします。澤山保太郎君。



○7番（澤山保太郎君） それでは、2回目を行います。

各種給付金のね……。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） 各種給付金の事務の実態どうだったか、特に給付予定だったものが給付をされなかったというふうな件数が大分出てきてるようですが、それらの残ったお金はどういうふうにしておるのかということの一つ一つの給付金の事務でその結果について明らかにしてくれということをお願いしたけども答えが十分じゃないと思うんで、もう一回きれいにやってもらいたい。

それから、先ほど市議員であり現職の監査委員が補助金を申請して補助金をもらっとるわけよね。それについては、市議員である本人が申請して、実際は自分が事業をやってないんだよな。経営者としてやってるなんて、市議員であり監査委員である人間が同時に経営者で日常的に美容院の資格もないのに経営するというようなことができるのかね。本人、実際に事業をやる人が申請して受給するということが正常じゃないの。それはおかしいじゃないかと言ってるわけ。おかしくないですか。そんなことは、今後あってはならないわけよ。だから言うてるわけ。

それから、戸籍の開示請求の問題、私自身に対してはどうかということも質問したんだけど、それに答えがないわけよね。だから、今の法律、人権の観点からすると戸籍は個人の情報だから一般の者に、特に興信所などには見せないようにしなきゃならんわけね。それは、差別をするために戸籍を調べようとしてるわけやからね。だから、そういう点で時代の流れの中で戸籍制度の見直しをしてるわけ。現に戸籍制度、法律もあることやけども、極力本人の承諾以外は見せないように、人権を守るという方向でみんな動いてるわけよ。だから、法律に書いてある趣旨そのまま認めるんじゃなくて、人権を守る方向で戸籍の開示事務を極力注意していく必要があるということ言うてるわけ。その点について、もう一回発言してもらいたい。

それから、吉良川小学校のプールの事件とか……。

○議長（町田又一君） 残り1分。

○7番（澤山保太郎君）（続） これ、答弁漏れやけど、吉良川小学校のプールの事件とか高額医療費の問題とか、これ、答弁漏れなんだよ。それは答弁をちゃんとしてもらいたいんだよな。

（発言する者あり）

○7番（澤山保太郎君）（続） これ、質問ではないけどね。

○議長（町田又一君） 執行部の答弁を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 澤山議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

私が答弁をさせていただきました問題に関しての2回目の質問は、戸籍に関しての質問でございました。1回目の答弁のときにこのように答えさせていただいたんですが、個人の戸籍の

閲覧件数に関しては、戸籍謄抄本交付請求書は戸籍法第48条第2項の閲覧できる書類、届書、そのほか市町村長の受理した書類に該当しないため閲覧できません。そのため、開示請求の手続によりお調べいただくようお願いをいたしますということを答弁させていただいた上に立って、さらに今、2回目に澤山議員は人権を守るという観点で開示するときへの対応を考えていただきたいという御意見じゃないかというふうに思います。今日いただいた御意見も踏まえて、これは法に定められてる基準でございますので、そのことを覆すようなことができるかどうかは今のこの段階では言えませんが、御意見として頂戴をしておきたいと思えます。

私からは以上でございますが、担当課長のほうでの答弁漏れの件につきましてはお答えいただきますようにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（町田又一君） 濱田総務課長。

○総務課長併選挙管理委員会事務局長（濱田亮士君） 澤山議員の2回目の質問にお答えいたします。

給付金とか、あと地域振興券の事業で配付、給付し切れなかった分のお金がどうなっているかということでございますけれども、これまで行ってきた地域振興券事業であったりとか各種給付金事業につきましては国から交付金を頂いて行っておりますので、実績額に基づいて国から頂くこととなります。ですので、もらい過ぎとかもらった金が市役所に残っているとかそういうことはございません。以上でございます。

○議長（町田又一君） 山崎産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（山崎 桂君） 澤山議員にお答えをいたします。

創業・事業承継支援事業費補助金についてであります。先ほどの答弁と重複いたしますけれども、現職の議員さんが事業主となって補助金を申請することは問題ないものと考えております。以上です。

○議長（町田又一君） 黒岩副市長。

○副市長（黒岩道宏君） 澤山議員に、高額療養費の損害賠償についてお答えをいたします。

すいません、6月議会の答弁と同様の内容になりますが、この賠償金につきましては担当職員が自主的に損害金の返還をしていることについて、本人より日頃より上司に再三注意を受けていたにもかかわらず事務を怠ったため発生したものであり、関係者に御迷惑をかけたことを深く反省しており、損害については全額返済したいと自主的に申出があったものであり、その後、数回、意思確認をし、弁護士にも相談した上で令和2年12月より分割納入をしているものであります。

また、自治法に規定されております職員の賠償責任についてのお尋ねもあったと思えますが、議員御指摘のとおり、地方自治法には、職員が故意または重大な過失等により地方公共団体に対し損害を与えたと長が認める場合について、監査委員に対し、職員の賠償責任の有無及

び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき職員に賠償を命じるという規定がございます。当時の上司につきましては、個別指導や定期的な班会の開催により進捗状況の確認をするなど、再三指導監督を行っていたが、結果として市に損害が生じたことについて、当時の課長には強制措置として文書による厳重注意、課長補佐、班長には口頭注意を行っております。上司等への損害賠償の請求につきましては、日頃の個別指導に加え毎月の班会の開催により進捗状況の確認もしており、本人の申出と併せ総合的に判断し、重大な過失があったとまでは言えず、監査委員に対して賠償の有無等の決定を求める対象とはならないものと市長が判断をしているものであります。以上です。

○議長（町田又一君） 黒岩副市長。

○副市長（黒岩道宏君） 澤山議員にお答えをいたします。

法的に賠償を求めているということじゃなくて、本人の自主的な納付によるものでございます。

（発言する者あり）

○議長（町田又一君） 黒岩副市長。

○副市長（黒岩道宏君） 地方自治法の規定については、1回目の答弁で申し上げたとおり、地方自治法に職員が故意または重大な過失等により地方公共団体に対して損害を与えたと長が認める場合について、監査委員に対し、職員の賠償責任の有無及び賠償額を決定することを命じ、その決定に基づき職員に賠償を命じるという規定があります。この規定が適用されますのは、うちでいえば課長及び課長補佐の職務になってます。その方々については、先ほども言いましたように重大な過失がないということで、こうした賠償請求を求める対象とはしていないということです。本人については、あくまで本人からの自主的な申出により返済を受けているということでもあります。

賠償のどこですか。

（発言する者あり）

○副市長（黒岩道宏君）（続） 賠償のことですか。

（発言する者あり）

○副市長（黒岩道宏君）（続） 損害賠償は242条の3やったと思います。ちょっと今、分からない。242条、損害賠償ということで書いてます、そこは。

（発言する者あり）

○副市長（黒岩道宏君）（続） 入ってます。

（発言する者あり）

○副市長（黒岩道宏君）（続） 条例の損害賠償のところ、確認したらよろしいですか。

（発言する者あり）

○副市長（黒岩道宏君）（続） 10分、5分あったらいけます。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 意見調整のため、5分間休憩いたします。

午後4時5分 休憩

午後4時9分 再開

○議長(町田又一君) 正会に復します。

執行部の答弁を求めます。黒岩副市長。

○副市長(黒岩道宏君) 澤山議員にお答えをいたします。お時間をすいませんでした。

職員の賠償責任について自治法で規定をしておりますのは、243条の2の2ということになってます。この賠償の対象となりますのは、先ほど言いましたように課長であるとか、うちでは規則で課長補佐までということに定めておりますので、この賠償をしている方が、この243条の2の2において賠償を求めているわけではなくて、あくまで本人からの申出、これ、自治法の規定ではなくて本人からの申出により賠償をしているということでございます。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。黒岩副市長。

(発言する者あり)

○副市長(黒岩道宏君) まず、もう一度最初の答弁を読み上げます。担当職員が自主的に損害金の返還をしていることについては、自主的にですね、日頃より注意を受けていたにもかかわらず事務を怠ったため反省し、関係者に迷惑かけたことを深く反省し、全額返済したいと自分から申出がありましたと、本人については、自治法の規定で言いましたのは、その上司等については損害賠償を求める必要があるかないかということが自治法の規定がありますので、その方たちには懲戒処分上というか、強制措置として厳重注意それから口頭指導、結果として市に損害を与えてますので、そういったことをしましたけれども、この自治法上の先ほど243条の2の2の損害賠償責任については、日頃から個別指導も行っており、また班会とか進捗状況の確認もしておることなんかを総合的に判断しまして、この自治法上の賠償責任が生じるまでの重大な過失があったとまでは言えないというふうに判断をしたということをお話ししたものであります。以上です。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 澤山保太郎君の3回目の質問を許可いたします。澤山保太郎君。

○7番(澤山保太郎君) 先ほどの黒岩さんの答弁の、その末端の職員が賠償責任を負わないかんとことの法的根拠は何かということ……。

○議長(町田又一君) 澤山議員、時間です。

○7番(澤山保太郎君) (続) そのこと。

○議長(町田又一君) 執行部の答弁を求めます。黒岩副市長。

○副市長(黒岩道宏君) 澤山議員の3回目にお答えをいたします。

その弁償しておる当事者の職員につきましては、法的に弁償を求めているものではなく、あくまで個人の申出により弁償をしているものであります。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) これをもって澤山保太郎君の質問を終結いたします。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 自席に戻っていただけますか。

(11番山本賢誓君「議長、議事進行」と呼ぶ)

○議長(町田又一君) 山本賢誓君の議事進行発言を許可いたします。山本賢誓君。

○11番(山本賢誓君) 山本です。

私、議会運営委員長をしておりますけれども、6月議会、そして今議会の澤山議員の質問によって、皆様方に、特に執行部にも大きな迷惑かける、こういった事例をいつまでも続けるといふことには私も心が痛い思いでありますので、私が命令をできないわけですから議長の判断で議会運営委員会を開いていただいて澤山保太郎議員の質問の手法がどうかという判断をしたいと思っております。議長、よろしく申し上げます。

○議長(町田又一君) ただいまの山本賢誓君の議事進行発言についての取扱いについて、議会運営委員会を開会していただきたいと思っております。

議会運営委員会開会のため、その間休憩をいたします。

午後4時16分 休憩

午後4時53分 再開

○議長(町田又一君) 正会に復します。

お諮りします。

本日の会議時間は議会運営委員会の報告が終了するまで、あらかじめ時間延長をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(町田又一君) 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は、議会運営委員会の報告が終了するまで、あらかじめ時間延長することに決しました。

休憩をいたします。

午後4時53分 休憩

午後5時26分 再開

○議長(町田又一君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会副委員長の報告を求めます。脇本議会運営委員会副委員長。

(議会運営委員会副委員長報告)

○議会運営委員会副委員長(脇本健樹君) 議会運営委員会副委員長報告。

先ほど来、長時間にわたり貴重な時間をいただきありがとうございました。

議会運営委員会副委員長報告を行います。

先ほど、山本賢誓議員の議事進行発言にございました澤山保太郎議員の一般質問の通告書及び内容について協議いたしました。当委員会で協議した結果、一般質問の通告書と後日提出された資料に差異が見られるので、執行部の答弁に時間を要している。今後、執行部と議会の一般質問の進行が円滑にいくように澤山議員に心がけていただきたい。また、正副議長、議会事務局には質問の内容の確認をし、執行部との一般質問のすり合わせに協力していただきたいとの協議結果となりました。

以上で議会運営委員会副委員長報告を終わります。

(発言する者あり)

○議長(町田又一君) 山本賢誓君の議事進行発言につきましては、議会運営委員会副委員長の報告のとおりでございます。以上でございます。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ……。

(7番澤山保太郎君「質問。議事進行」と呼ぶ者あり)

○議長(町田又一君) 議事進行。どういう内容でしょうか。

(7番澤山保太郎君「今の委員長報告については、事実と反することがあるので、それをはっきりと釈明したい」と呼ぶ)

(発言する者あり)

(7番澤山保太郎君「やかましいわ。だまっとけ」と呼ぶ者あり)

○議長(町田又一君) 議場で発言を。

○7番(澤山保太郎君) 先ほどの委員長報告について異議がありますので、その理由を述べておきます。

議会運営委員会では、複数の委員が一般質問の事前通告について、私のほうから執行部に対して事前通告がなかったと、だから執行部の答弁は長々と時間を取ったというふうな発言をされておった。これ、全く事実無根なんだよな。

私は、まず一般質問の通告書、3項目あるということで出したわけで、ほかの議員も簡単な、一般質問の通告はほんの二、三、あるいは1つだけというようなものもあるわけ。だから一般質問の通告書、3項目、私は上げたわけだよ。それについて、執行部のほうから詳しいメモ書きなり何なりがないかというので、私が質問するために作った詳しいメモ書きをコピーするように、それをそのまま渡したわけよ。総務課長に渡したんだよ。総務課長、それを恐らく各課に回したと思うんだよな。そうすると、金曜、土曜、日曜、数日にわたっている課長から質問の内容にどういうふうな文言でどういうふうな仕方で質問するかというふうな電話があったから、全てについて誠実にこういうふうな言葉、こういう仕方で質問をしますということで全部答えたんだよ。答えられなかったという課長は誰もいないはずだ。中には、その質問

の根拠になる資料が欲しいというので、資料をコピーするため、それも渡してやったぐらい、こっちは誠実に対応しとるわけや。質問があれば、幾らでも質問することができるような状況をつくっておったわけだよ。私は、自分が作ったメモ書きを最初に通告した3つの大きな題目にそれぞれ細かく当てはめて、そして今日一般質問をやったわけだ。それは、少々削除したり付け加えたりしたものもあるかもしれんけど、おおむね執行部が困らないようなそういう説明書きを渡してるわけ。一切そういう事実について確認もせずに、一方的に何も具体的なことを通告してないやないかというふうなこと、それで自分がそうじゃないと言って説明しようとしたら出ていけと言う。そんな乱暴なやり方ってないだろう。事実無根のことに基づいて人を非難するようなことをやるべきじゃないんだよ。そういうことで、議員の質問を妨害するような、そういうことで時間を取るようなことをすべきじゃないと思うんだ。以上です。

○議長（町田又一君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（町田又一君） 御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会をすることと決しました。

本日はこれにて延会をいたします。

明日も一般質問です。午前10時にこの議場に御参集をお願いいたします。

お疲れさまでした。

午後5時33分 延会